

男女共同参画の **視点**

意識から行動へ

～**ひと**男女が響き合うまち成田をめざして～

男性も女性も人権が尊重され、その個性と能力が十分発揮できる社会の実現を目指して、市では「第2次成田市男女共同参画計画」を策定し、各施策に取り組んでいます。

今回は「基本目標4. あらゆる場への男女共同参画の推進」の主要課題とその施策について紹介します。

○主要課題1「政策立案・方針決定過程への男女共同参画」

市では、附属機関などの設置や運営に関する指針の中で、女性委員の登用目標を設定しています。また、委員の公募制を推進することで、多様な価値観の反映はもとより、女性が政策立案や方針決定の場へ参画しやすい環境の整備を図っています。この結果、審議会などへの女性委員の登用率は、平

成22年4月は28.1%でしたが、平成25年4月には30.6%になりました。

○主要課題2「あらゆる分野における方針決定過程への男女共同参画の推進」

女性が多様な能力を身に付けることで主体的に行動できるよう、高等学校等開放講座など各種学習機会を充実させるとともに、事業所・地域活動団体向けの情報提供や研修などにより、あらゆる分野の方針決定において男女共同参画が図れるよう環境づくりに努めています。また、農業や自営業などに携わる女性が、家庭と地域生活とを両立させながら、経営へ参画ができるよう、家族経営者への啓発活動を行います。

※男女共同参画に関する意識調査報告書、第2次男女共同参画計画は、公民館、企画政策課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/index0003.html>)で見ることができます。くわしくは企画政策課(☎20-1500)へ。

消費生活相談

Q&A

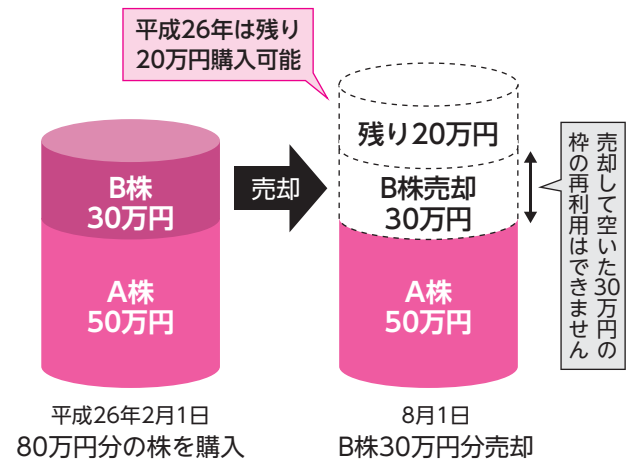
ニーサの利用のポイント

Q 1月から新しい投資優遇制度ニーサが開始されましたが、どういう制度ですか。

A ニーサとは「少額投資非課税制度(通称 NISA)」のことをいいます。株式や投資信託などの配当や売却(譲渡)で得た利益は通常、市・県民税や所得税の課税対象となりますが、毎年100万円を上限とする新規購入分を対象に、それらの利益を最長5年間非課税にする制度です。

ニーサを利用するには、株式や投資信託などを取り扱う銀行や証券会社などの金融機関で、ニーサ専用口座を開設する必要があります。専用口座は、国内に居住する20歳以上の人が開設することができます。利用時には次の点に気を付けましょう。

- 開設できるのは1人1口座のみです。銀行と証券会社の専用口座を同時に持つことはできません
- 新規購入分が100万円に満たなかった場合でも、非課税枠の未使用分を翌年へ繰り越すことはできません
- 新規購入した株式などを年内に売却しても、その分の非課税枠の再利用はできません(上図参照)



- 新規購入分が対象であるため、すでに保有している株式や投資信託は対象外となります
- 税金の計算上、専用口座内で生じた譲渡損失を、専用口座以外の口座内で生じた譲渡益から差し引き(損益通算)することはできず、また、損失の繰越控除もできません

投資信託は銀行や証券会社などほとんどの金融機関で取り扱う一方で、株式は証券会社でのみ取り扱うなど、口座を開設する金融機関によって購入できる金融商品が異なります。投資したい商品を十分に検討して金融機関を選びましょう。

また、株価や債券価格は変動するリスクがあります。選択の結果としてもたらされる利益・損失についても、十分に理解しておきましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。